

## 監査結果に係る措置通知書

令和7年3月27日現在

対象部局等	教育委員会	学校教育課
指摘事項の内容	<p>支出事務関係 補助金等交付事務関係</p> <p>中学生ドリームアップ事業交付金において、要綱第3条では市と福島市中学校長会との間で委託契約を締結することが規定されているが、委託契約が締結されていないまま市から福島市中学校長会を経由し各中学校内に組織された事業主体である中学校区実行委員会へ交付金が交付されていた。</p>	
講じた措置の内容	<p>【原因】 要綱制定当時は委託の契約締結を行っていましたが、事業を進めていく中で、事業主体であった「中学校区実行委員会」の代わりに「福島市各中学校」がその運営を担うようになりました。 本来であれば、その運用の変遷にあわせて、新たに事業主体となった「福島市各中学校」から「福島市中学校長会」へ交付金事務を一任する旨の委任状を提出するべきであったこと、また、要綱改正により事業主体の変更、委託契約書の廃止について整備するところを失念してしまったことが原因であります。</p> <p>【対応】 令和7年3月までに実情に合わせて要綱および事務処理手順の見直しを行い、要綱においては交付金交付対象を「中学校区実行委員会長」ではなく、事実上の事業主体である「福島市立各中学校長」とする旨整備することといたしました。 また、今まで同様「福島市中学校長会」を経由して交付金事務を行うため、事務マニュアルにおいては「福島市立各中学校」から「福島市中学校長会」へ交付金事務を一任する旨の委任状を提出する旨整備することといたしました。</p> <p>【再発防止策】 見直し後の事務処理手順は事務マニュアルを整備のうえ周知することにより、正しい事務処理の遂行を徹底いたします。 また、毎年4月に実情に沿った要綱整備や事務処理手順の見直しが行われているか、担当者および決裁者による精査および確認を徹底いたします。</p>	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

## 監査結果に係る措置通知書

令和7年3月27日現在

対象部局等	教育委員会	学校教育課
指摘事項の内容	<p>支出事務関係 補助金等交付事務関係</p> <p>中学生ドリームアップ事業交付金において、交付団体である福島市中学校長会及び中学校区実行委員会の事務の執行及び会計処理について、適切に行われていない事例がいくつか見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後に消耗品を購入しており、疑問を持たざるを得ない支出がいくつか見受けられた。</li> <li>・中学校区実行委員会から提出された収支決算書に、交付金の交付により発生した利息が計上されていなかった。</li> <li>・全ての中学校区実行委員会の収支決算書の収支が完全に一致し、繰越金が全く残らない会計処理が行われていた。</li> <li>・福島市中学校長会から全中学校区実行委員会に振り込まれる交付金は、福島市中学校長会が一括で振込み、その振込手数料を各中学校区実行委員会が負担するため振込手数料を差し引いた交付金が各中学校区実行委員会に入金されているが、収支決算書にはその手数料分がマイナスになっておらず差し引き前の交付額が記載されており、収支決算書と通帳・出納簿が一致していなかった。</li> <li>・上記の事務の執行は、所管課が交付団体である福島市中学校長会と中学校区実行委員会の運用等について、指導監督を適切に行っていなかったためである。</li> </ul>	
	<p>【原因】</p> <p>学校教育課において事務マニュアルを整備していなかったことから、福島市中学校長会、学校教育課双方において書類作成時の認識不足および書類提出時の確認不足が生じたことが原因であります。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度からは、事業終了後に物品購入を行うことのないよう、事業計画と同時に具体的な物品購入計画を立てること、また、物品購入が間に合わない場合であっても、学校備付けの予備物品を使用しないことを事務マニュアルにも記載のうえ、指導してまいります。</li> <li>・利息や繰越金、振込手数料にかかる収支決算書や通帳・出納簿の記載については、学校教育課において事務マニュアルの整備を行うことにより、正しい会計処理の遂行を徹底いたします。</li> <li>・学校教育課作成の事務マニュアルが実際の事務手順や様式と一致しているか、確認のうえ整備するとともに、担当者および決裁者においても、事務マニュアルにより書類の精査および確認を徹底いたします。</li> </ul>	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。